

概算契約に関する特約条項

(契約金額)

第1条 この契約金額は、概算金額とし、この特約条項の定めるところに従い、原則として契約履行後において確定するものとする。

2 甲乙協議して契約金額又は工数等について、限度額又は上限等を設定することができる。

(実際価格報告書の提出)

第2条 乙は、この契約の履行完了後2か月以内又は甲の指定する期日までに、その役務又は製造に要した実際価格報告書（3部）に必要な資料を添付し、甲に提出しなければならない。

2 前項の実際価格報告書は、乙がこの契約のために支出又は負担した費用に乙が定めた利益を加えた金額（以下「実際価格」という。）を基に作成する。

(契約金額の確定)

第3条 甲は、前条により実際価格報告書を受領した場合は、速やかに原価監査を実施し乙と協議のうえ契約金額を確定するものとする。

2 甲は、前条第1項に定める期日までに乙が実際価格報告書を提出しなかった場合は、甲の計算した金額をもって実績価格を決定することができる。

(契約金額の中途確定)

第4条 甲が必要と認めた場合は、第2条にかかわらず乙と協議して契約履行の中途において契約金額を確定することができる。

(計算規則の提出等)

第5条 乙は、契約締結後、速やかに乙の原価計算の実施に関する計算規則（以下「計算規則」という。）を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項に定める計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に提出し確認を受けるものとする。

3 乙は、原価に影響のある社内規則、制度等を新設又は変更した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

4 前3項は、乙が既に他の契約において当該事項に関し、甲に提出、確認通知をしている場合は適用しない。

(限度額等の変更)

第6条 契約金額若しくは工数等に限度額又は上限が設定されている場合において、設定条件の変更によりその限度額又は上限等を変更するときは、甲乙協議のうえ変更するものとする。